

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

各位

京 都 市 都 市 計 画 局
建 築 指 導 部 建 築 審 査 課 長

自動ラックを設置する倉庫に関する技術的助言（国住街第44号）について

平素は、本市の行政に御理解と御協力を賜りありがとうございます。
この度、自動ラックを設置する倉庫における床面積の算定に係る運用について（国住街第44号令和6年6月28日）の技術的助言が、下記のとおり通知されました。
これを受け、本市でも当該通知のとおり取扱いますので、お知らせします。

記

倉庫の用に供する建築物であって、物品の出し入れを搬送施設によって自動的に行う自動ラックを設置するものに関する建築基準法（昭和25年法律第201号）第3章（第5節及び第8節を除く。）に規定する床面積の算定においては、当該自動ラックを設置する部分についてはその高さ8mごとに床があるものとして取り扱う。ただし、本取扱いにより算定した当該部分の床面積を含めた延べ面積が3,000㎡を超えるものについて適用することとし、3,000㎡以下であるものについては高さ5mごとに床があるものとして取り扱うこととする。

以上

【参考】
技術的助言により、京都市建築法令実務ハンドブックの下記項目を下表のとおり読み替えます。

項目	場所	旧	新
雑3-2	解釈1	(第5節 -(防火地域)- を除く。)	(第5節及び第8節を除く。)
		当該部分の高さ5mごとに床があるものとして算定する。	当該部分の高さ8mごとに床があるものとして算定する。 <u>ただし、これにより算定した当該部分の床面積を含めた延べ面積が3,000㎡以下であるものについては、当該部分の高さ5mごとに床があるものとして算定する。</u>